



民主党川崎市議会議員団 だより

みやけりゅうすけ

三宅隆介 市議

市立多摩病院の運営について当局に提言。 本市北部における医療サービスの空白をつくるな！



川崎市議会・平成20年第5回定例会で一般質問に立った三宅隆介市議は、次の3点について質問しました。以下、その議事録要約を掲載します。

- ①市立多摩病院の運営について
- ②いわゆる「平和教育」について
- ③「川崎市子どもの権利に関する条例」について

市立多摩病院の運営について

開院以来の支出超過

質問 三宅隆介市議

市立多摩病院は、開院以来、市民にとって安心できる医療サービスを提供し、本市北部における中核的な医療施設として定着している。だが、病院事業会計上、この病院の決算額は、収入は安定しつつもいずれの年度も支出超過である。そこでまず、指定管理者ベースでの収支状況はこれまでどうなっているのか？

答弁 病院局長

指定管理者である聖マリアンナ医科大学の報告では、17年度6億7千万円、18年度2億8千万円、19年度が7億8千万円の支出超過です。

赤字の要因は高い建設費

質問 三宅隆介市議

赤字の要因は、施設設備の維持費であるようだが、維持費が高くなってしまう最大の要因は高い建設コストにあったのではないか。多摩病院の建設コストを平米あたりの建設単価でお示しください。また他の公立病院の建設コストの平米単価の平均値も示してください。

答弁 病院局長

多摩病院の建設単価は、1平方メートル当たり51万7千円、近隣の公立病院の平均は46万3千円、全国平均は36万3千円です。

三宅隆介の視点

平米あたり51万7千円というのは、あくまでも箱モノだけのコストで医療設備等は含まれていません。いかにこの病院が豪華施設であることがわかります。豪華な施設を建てるれば、維持費に金が掛かるのは当然です。市立多摩病院の建設にあたった当時の行政と、それをチェックすべき当時の議会にそうした認識がなかったのはまことに残念です。したがって赤字の責任は、指定管理者である聖マリアンナ医科大学の経営努力にあるのではなく、施設建設にあたった行政側に大きな責任があるものと考えます。

医療的空白をつくるな

質問 三宅隆介市議

もし民間病院においてこれだけの赤字が続ければ、いずれ倒産する、と多摩病院の収支状況を憂慮する専門家もいる。万が一、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が指定管理から手を引くような事態に陥れば、当該地域に医療的空白が生じる。そのような事態にならないよう、指定管理者とはどのような協議が行われているのか？

答弁 病院局長

施設の維持管理負担額の見直し、政策的医療交付金の拡大転換等の要望を受け、平成21年2月までに聖マリアンナ医科大学との協議をとりまとめる予定です。

三宅隆介の視点

指定管理者の経営をこれ以上圧迫しないためには、当局と指定管理者との間で結ばれている協定を抜本的に見直すことが必要です。私の今回の質問により、指定管理者である聖マリアンナ医科大学から本市病院局に対して、何点かの要望がだされていることがわかりました。今後も、当局と指定管理者との間で協議が行われることになります。

かりにその協議が平行線をたどるようなことになれば、医療サービスに支障をきたしかねません。

そこで私は、当局と指定管理者、双方の主張を客観的に判断できる第三者的な機関によって協定の見直し作業を進めることを提案しました。

用語解説

指定管理者制度とは・・・

広く民間事業者等に公共施設の管理を代行させ、市民サービスの向上と経費の削減を図りながら多様化する市民ニーズにより効率的効果的に対応していくための制度。

個別の法律で管理主体が限定され、学校・道路などの施設については、管理を行わせることができません。



いわゆる「平和教育」について

平和をどのように定義するのか

質問 三宅隆介市議

現在の学習指導要領には、「平和教育」という言葉は直接的にはでてこないはずである。いわゆる「平和教育」はどのように定義されているのか？

答弁 教育長

平和教育の定義はありませんが、平和に関する教育の重要性は示されています。



三宅隆介の視点

教育は、主として①学校教育②社会教育③家庭教育の三つに分類できます。かりに①の学校教育において「平和教育」を行おうというのであれば、「平和とは何か」をしっかりと定義したうえで、平和創出のための手段を科学的に子供たちに教えなければなりません。

しかし、その定義と手段を議論し決定するのは、あくまで全国民を代表して構成された国会であり、地方行政ではありません。また、ひとりの教師でもありません。政治的政策的な定義としての「平和」というような国の政策に関わる問題は、全国民の意思を反映した国会によって検討され、その結果を受けた政府によって、①学校教育②国家の実施する社会教育、の順序で実施されなければなりません。

地方行政や現場の先生たちが勝手に「平和＝武装解除」と定義して教えているとすれば、(現に一部には存在している)由々しきことです。武装解除が平和を創出するか否かは、まさに政策論であり政治論です。繰り返しますが、学習指導要領にも規定されていない概念を勝手に教師が教えることはできないのです。

例えば、「平和な正月」とか「平和な一日」といった極めて抽象的な概念を教えるのが「家庭教育」や家庭教育に極めて近い「社会教育」です。それらが不十分であるために川崎市としてそれを補っていく、というのであれば大いにやったらしいと思います。その区別が大切です。でなければ将来に禍根を残します。

私は、これらのことを、教育長ならびに川崎市教育委員会に釘を指しておくために、こうした質問ならびに提言を行いました。残念なことは、その国會議員たちが、「平和とは何か」をきちんと政策的に定義しようとしていません。

TOPICS

藤子・F・不二雄ミュージアム(仮称) 平成23年度 多摩区に開館へ

川崎市と小田急電鉄(株)は仮称、藤子・F・不二雄ミュージアムを平成23年秋の開館に向けての基本合意を昨年12月締結しました。藤子・F・不二雄氏は長年、私たちの多摩区にお住まいになり、名作「ドラえもん」をはじめ、たくさんの漫画を世界中に発信、平成8年に永眠されました。

「川崎市子どもの権利に関する条例」について

権利とは在るものではなく創るもの

質問 三宅隆介市議

「川崎市子どもの権利に関する条例」について、ここで謳われている「権利」というものを定義してください。

答弁 市民・子ども局長

本条例では、「子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもつて、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである」と謳っています。

三宅隆介の視点

権利の定義がまことに曖昧です。権利の定義を曖昧にすることは大変に危険なことで、なかには、親に反抗する権利、しつけを拒否する権利、授業を妨害する権利を主張する子どもがいます。

そもそも「権利」という言葉は、英語の「right」を明治先人が訳したものですが、当時、福沢諭吉は right を「権利」と訳すことに強く反対しました。right を権利と訳せば、必ず将来に禍根を残すとまで言っています。right とは「正しい」とか「受動的な力」の二つの意味を持つもので、権利と訳すと能動的な言葉になってしまいます。従って彼は「通義」と訳すべきである、と言いました。しかし福沢諭吉は、それでも意を尽くしていないとも言っています。

本来、right とは、「自分の行動は正しいことだから、権力者は邪魔をしてはならない」という意味です。正しいことにして right はありません。従って、正しいことが出来るようになったとき、right が発生します。

つまり right は「ある」ものではなく、「創る」ものです。そのために教育が存在します。初めから「ある」のなら家庭教育も学校教育も必要ありません。

初めから「ある」という考え方は、「世界人権宣言」から発生しています。

私は、「人間は生まれながらにして権利と理性と良心を（神から）授けられている」という世界人権宣言は間違っていると考えます。教育は創造論でなく進化論で行うべきものです。「川崎市子どもの権利に関する条例」も創造論から出来ており、大きな間違いです。だから教育行政が正しい成果を出せないのであります。そもそも本市の市長も教育長も創造論を信じているのでしょうか。



ご意見・ご要望をお聞かせ下さい

川崎市議会議員 三宅 隆介 事務所

〒214-0012 川崎市多摩区中野島3-15-38-403
TEL 044-934-3302 FAX 044-934-3725

その後、ご夫人から原画5万点の活用の申し出があり、ミュージアム構想がすすめられてきました。今後は、ミュージアムのメッセージをより多くの人々に伝えていくことが重要であり、また、新しい多摩区の目玉施設として注目されています。

□場所 多摩区長尾2-1271-1